

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	リニューアブル・ジャパン株式会社	コード	9522
提出日	2024/3/29	異動(予定)日	2024/3/28
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されたため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)											異動内容	本人の 同意								
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			l	該当 なし						
1	ヤン パン	社外取締役																						
2	沼野 由行	社外取締役	○																					有
3	安田 義則	社外取締役	○																					有
4	土田 誠行	社外取締役	○																					有
5	西田 恵介	社外取締役																						新任
6	芳木 亮介	社外監査役	○																					有
7	豊島 國史	社外監査役	○																					有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
2	独立役員として指定している、社外取締役の沼野由行氏が専務執行役員を務めておりましたフロンティア・マネジメント株式会社と当社は取引関係がございましたが、すでに契約満了で同社と取引はございません。また2017年2月に沼野氏は同社を退職しており、同氏との間で取引関係その他の利害関係はないことから、一般株主との間で利益相反が生じる恐れはないと考えております。	沼野由行氏は、証券業界の経験が豊富で、かつ企業経営に関する幅広い見識があることから、当社として、業務執行機能の監督機能の強化のために、専門的かつ適切な助言・提言を期待して社外取締役として選任するものです。また、同氏は東京証券取引所の定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しております。
3	独立役員として指定している、社外取締役の安田義則氏が代表取締役社長執行役員を務めておりましたJA三井リース株式会社は当社の株主であり、現在、当社が借入れを行っている金融機関ですが、現在、議決権保有比率は1%未満、融資額が直近事業年度における当社の連結総資産の1%未満であります。また、2017年6月に安田氏は同社を退職しており、同氏との間で取引関係その他の利害関係はないことから、一般株主との間で利益相反が生じる恐れはないと考えております。	安田義則氏は、金融業界の経験が豊富で、かつ企業経営に関する幅広い見識があることから、当社として、業務執行機能の監督機能の強化のために、専門的かつ適切な助言・提言を期待して社外取締役として選任するものです。また、同氏は東京証券取引所の定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しております。
4	独立役員として指定している、社外取締役の土田誠行氏が執行役員を務めておりましたY Plus Advisory株式会社と当社は取引関係がございましたが、現在、当社が借入れを行っていた金融機関ですが、現在、その議決権保有比率は1%未満、融資額はございません。また、2009年9月に土田氏は同社を退職しており、同氏との間で取引関係その他の利害関係はないことから、一般株主との間で利益相反が生じる恐れはないと考えております。	土田誠行氏は、金融業界の経験が豊富で、かつ、国内外の投資及び事業再編等に関する幅広い見識があることから、当社として、業務執行機能の監督機能の強化のために、専門的かつ適切な助言・提言を期待して社外取締役として選任するものです。また、同氏は東京証券取引所の定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しております。
6	独立役員として指定している、社外監査役の芳木亮介氏が代表取締役を務めておりましたY Plus Advisory株式会社と当社は取引関係がございましたが、2015年4月に契約満了により取引は終了しております。同氏との間で取引関係その他の利害関係はないことから、一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと考えております。	芳木亮介氏は、公認会計士資格を有し、財務・税務・会計に関する豊富な知見と経験を有していることから、専門的かつ適切な助言・提言を期待して社外監査役として選任するものです。また、同氏は東京証券取引所の定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しております。
7	該当事項はありません。	豊島國史氏は、弁護士資格を有し、コーポレート・ガバナンス、労務及び法律に関する豊富な知見と経験を有していることから、専門的かつ適切な助言・提言を期待して社外監査役として選任するものです。また、同氏は東京証券取引所の定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しております。

## 4. 補足説明

--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。